

応用物理学会学術講演会講演規程

（目的）

- 第1条 本規程は、公益社団法人応用物理学会（以下「本会」という）が主催する春季・秋季学術講演会における講演が公正かつ適切に行われることを目的とする。

（定義）

- 第2条 本規程において「講演会講演」とは、春季・秋季学術講演会における招待講演、一般講演（口頭講演、およびポスター講演）、討論（パネルディスカッション等）をいう。
- 2 本規程において「登壇者」とは、招待講演、一般講演、および討論を行う者をいう。

（講演会登壇資格）

- 第3条 一般講演の登壇者は、本会正会員・学生会員、および本会の協定学会会員（以下、「会員」という。）に限る。
- 2 招待講演においては会員以外の者も登壇者となることができる。
- 3 春季学術講演会においては準会員も登壇者となることができる。
- 4 登壇者は、登壇申込および講演会参加申込をした上で所定の講演会参加費の支払いをしなければならない。当日欠席した場合、代理登壇となった場合も参加費の支払いをしなければならない。ただし、非会員が招待講演の登壇者となる場合、講演会参加費を免除する。
- 5 やむを得ない事情で一般講演の登壇者が講演会を欠席する場合は、欠席する講演の代理登壇を認める。代理登壇者は前項登壇資格のある会員であり、共著者である者に限る。また、代理登壇者も講演会参加申込をした上で所定の講演会参加費の支払いをしなければならない。

（講演会登壇件数）

- 第4条 一般講演における会員一人あたりの登壇件数は口頭講演とポスター講演をあわせて3件以内とする。
- 2 同一内容の予稿による2件以上の申込は受け付けない。

（講演予稿原稿）

- 第5条 申込みにかかる講演内容は、応用物理学（広義）に関するものとし、講演予稿原稿は別途定める講演募集要項に従って作成するものとする。
- 2 予稿原稿は、投稿締切以降の取消、差し換え、修正は一切受け付けない。
- 3 講演予稿の著作権は本会に帰属するものとする。

（講演時間）

- 第6条 一般講演1件あたりの講演時間は、口頭講演が15分（講演10分、質疑応答5分）、ポスター講演が90分とする。

（投稿時の規程違反に対する措置）

- 第7条 本会が、申込みにかかる講演内容が応用物理学（広義）に関する内容以外を含むもの、応用物理学から著しく逸脱するもの、本会の定める倫理綱領に反するものあるいは本会の品位と信用を損なう恐れがあると判断したときは、当該申込みにかかる講演申込を受理しないことができる。

(発表時の規程違反に対する措置)

第8条 登壇者が招待講演および一般講演において前条に違反する内容の講演または討論を行った場合は、本会は講演会企画・運営委員会の審議を経て、理事会の議決によって、当該登壇者に対して次の処分を科することができる。

- ①口頭での注意
- ②書面での警告
- ③講演会登壇資格停止

(無断欠席 (No-Show) に対する措置)

第9条 事前の欠席連絡がなく、当日発表が行われなかった場合には、会期後、ウェブプログラムの講演タイトルに「No-Show」と追記する。

(口頭講演の場合)

予定の講演開始時間を5分過ぎても講演者が来ない場合は、無断欠席 (No-Show) とみなす。

(ポスター講演の場合)

ポスターセッション開始5分後までに、所定の場所にポスターの貼り付けが完了していない場合は、無断欠席 (No-Show) とみなす。

(その他)

第10条 本規程にない事項は、講演会企画・運営担当正副理事の判断による。

(本規程の改正、廃止)

第11条 本規程の改正および廃止は講演会企画・運営委員会において行い、総務担当理事の承認を経た後、理事会へ報告する。

附則 2017年12月15日 応用物理学会理事会承認
 2020年4月27日 改正 総務担当理事承認
 2020年9月30日 改正 総務担当理事承認
 2023年11月27日 改正 総務担当理事承認
 2024年10月30日 改正 総務担当理事承認
 2025年10月27日 改正 総務担当理事承認